

小規模多機能型居宅（予防）介護「多機能明日葉」 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援または要介護状態のある方に対し、適正な小規模多機能型居宅（予防）介護を提供することにより要支援または要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り総合的なサービス提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名 小規模多機能型居宅（予防）介護事業所 多機能明日葉
指定番号 0690800354
所在地 酒田市駅東二丁目3番地の6
管理者の氏名 阿曾 絵理
電話番号 0234-23-1125
FAX 番号 0234-28-9711
サービスを提供する地域 酒田市

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	計
管理者（兼）	業務の一元的な管理	1名	—	1名
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能の チェック及び指導、保健衛生管理	1名	0名	1名
介護職員	介護業務	8名	6名	14名
介護支援専門員（兼）	小規模多機能型居宅（予防）介護 計画の作成等	1名	0名	1名

営業日 365日

営業時間

通いサービス 9時30分 ～ 16時

宿泊サービス 16時 ～ 9時

訪問サービス 24時間

登録定員 25名

通いサービスの利用定員 15名

宿泊サービスの利用定員 9名

(3) 設備の概要

○ 宿泊室 9室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができます。

○ 食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備えています。（尚、居間、食堂は、同一の場所としています。）

○ 浴室

浴室には利用者が使用しやすい、家庭的な浴槽を設けます。

○ その他の設備

3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅（予防）介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせ合わせた介護を行います。

小規模多機能型居宅（予防）介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。

- ・ 通いサービス…事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 訪問サービス…利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 宿泊サービス…一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅（予防）介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金

通常	料金（月額）	同一建物	料金（月額）	短期利用	料金（1日）
要支援1	3,450	要支援1	3,109	要支援1	424
要支援2	6,972	要支援2	6,281	要支援2	531
要介護1	10,458	要介護1	9,423	要介護1	572
要介護2	15,370	要介護2	13,849	要介護2	640
要介護3	22,359	要介護3	20,144	要介護3	709
要介護4	24,677	要介護4	22,233	要介護4	777
要介護5	27,209	要介護5	24,516	要介護5	843

※ 月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

(2) 加算料金等

- ・ 初期加算 1日につき 30円（登録日から30日間）
- ・ 認知症加算Ⅰ 920円/月
- ・ 認知症加算Ⅱ 890円/月
- ・ 認知症加算Ⅲ 760円/月
- ・ 認知症加算Ⅳ 460円/月
- ・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/日
- ・ 若年性認知症利用者受入加算 800円/月（予防は450円/月）
- ・ 看護職員配置加算Ⅰ 900円/月
- ・ 看護職員配置加算Ⅱ 700円/月
- ・ 看護職員配置加算Ⅲ 480円/月
- ・ 看取り連携体制加算 1日につき 64円
- ・ 訪問体制強化加算 1,000円/月

- ・総合マネジメント体制強化加算Ⅰ 1,200円/月
 - ・総合マネジメント体制強化加算Ⅱ 800円/月
 - ・生活機能向上連携加算Ⅰ 100円/月
 - ・生活機能向上連携加算Ⅱ 200円/月
 - ・口腔、栄養スクリーニング加算 20円/回
 - ・科学的介護推進体制加算 40円/月
 - ・生産性向上推進体制加算Ⅰ 100円/月
 - ・生産性向上推進体制加算Ⅱ 10円/月
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 750円/月（短期利用の場合は25円/日）
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅱ 640円/月（短期利用の場合は21円/日）
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅲ 350円/月（短期利用の場合は12円/日）
 - ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 総単位数×0.149
 - ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 総単位数×0.146
 - ・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 総単位数×0.134
 - ・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 総単位数×0.106
- （下記の6加算は、令和6年6月1日より上記4加算に一本化されます。）
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 総単位数×0.102
 - ・介護職員処遇改善加算Ⅱ 総単位数×0.074
 - ・介護職員処遇改善加算Ⅲ 総単位数×0.041
 - ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 総単位数×0.015
 - ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 総単位数×0.012
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算 総単位数×0.017
- ※介護保険負担割合証が2割の方は、上記利用料が2倍、3割の方は3倍になります。

□その他の費用

（1）食事の提供に要する費用

朝 449円 昼 606円 夕 625円

※締め切り時間（前日9時）を過ぎてからのキャンセル分は、食費を頂戴する場合があります。

（2）宿泊に要する費用

宿泊費 一泊 1,100円

（3）おむつ代 実費

（4）日常生活費 実費

（5）電気製品使用料 1品目55円/日

（6）光熱費 110円/日（11月～3月）

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 事業所内での金銭および食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業員

等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の容態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者育成を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者又は家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：介護支援専門員 阿曾 絵理

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法：電話 0234-23-1125

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

酒田市健康福祉部高齢者支援課 介護給付係

山形県酒田市本町2丁目2番45号

電話番号 0234-26-5363 FAX 0234-26-5796

受付時間 8時30分～17時（土日、祝日を除く）

山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス推進室

山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地

電話番号 0237-87-8006

受付時間 9時～16時（土日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の容態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 日本海総合病院・日本海総合病院酒田医療センター
- ・住所 酒田市あきほ町30番地・酒田市千石町2-3-20

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「登録申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。